

## 8 家畜伝染病発生時における防疫資材輸送手段の見直し

中央家畜保健衛生所  
早稲田 万大

高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した際、発生農場や消毒ポイントで必要となる防疫資材（資材）及び発生農場で防疫作業に従事する者（防疫作業員）の食糧の調達は、迅速に初動防疫を実施する上で重要となる。

今回、支援センターに搬入された資材並びに防疫作業員用の食糧を防疫拠点や消毒ポイントへ輸送する手段について再検討し見直しを行ったので、その概要を報告する。

### 1 経緯

これまで本土地区では長崎県獣医師会館等で保管している県備蓄資材は、長崎県トラック協会によって支援センターまで搬送され、使用する場所ごとに仕分けされた後に、振興局が依頼した長崎県建設業協会管轄支部（建設業協会）により防疫拠点まで搬送することとしており（図-1）、十分に台数確保が出来ない場合は、支援センターサポート班の資材運搬係が振興局の公用車で輸送する体制としていた。

建設業協会が所有するトラックの多くは2t車、4t車が多く、荷台が浅く屋根がついていない平ボディと言われる車両タイプが主流であるが、このタイプの車両は荷物を輸送する際、荷崩れ及び雨天対策が必要であり、その分の手間と時間を要する。また、図-2に示すとおり、車両サイズは2t車で全長が6m、4t車では最長で12mとなる。荷台が大きいほど数多くの資材を輸送することが可能であるが、その分車両が長くなるため、切返す際など十分なスペースが必要となり、資材の搬送には効率性に問題があった（図-2）。

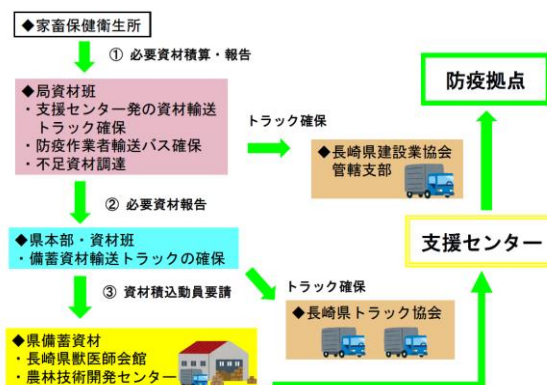


図-1 家畜伝染病発生時の資材輸送フロー（本土地域）



・2t車、4t車  
・平ボディ

<車両サイズ（2t車）>  
 ・ショート : 全長 4.7m、全幅 1.7m程度、荷台3m程度  
 ・ロング : 全長 6.0m、全幅 1.9m程度、荷台4m程度  
 ・ワイドロング : 全長 6.0m、全幅 2.1m程度、荷台4m程度  
 ・4tスーパーロング : 全長 12.0m、全幅 2.5m程度、荷台9.8m程度

図-2 これまでの輸送トラック

### 2 輸送車両の選定

家畜飼養施設の内、豚、鶏については、山間部に畜舎があることが多く、畜舎周辺道路が狭い場合がある（図-3）。このような農場で家畜伝染病が発生した際、図-2のように大型のトラックで防疫資材を輸送するのは不向きと考えられる。また、農場周辺に民家や畑があり、農場へ続く道路に道幅はあるものの、あらかじめ設定している防疫拠点設置場所周辺には車両が侵入し資材を積降ろすのに十分なスペースがない場合も大型の資材輸送車両は資材積降のための車両の切返しが困難など、効率性に問題がある（図-4）。



図-3 農場周辺道路

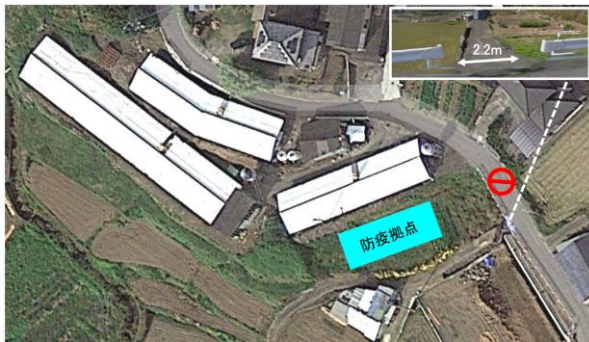


図-4 防疫拠点周辺

このようなことから改めて輸送場所に適した車両について再考した際、農場の中には周辺までの道が狭く、防疫拠点周辺に広いスペースが無い農場もあることから、狭い通路でも乗り入れが容易な車両が適していると考えられた。また、荷台の側面が囲われ、資材を積上げることが可能で荷崩れ及び雨天対策が不要な車両が適していること、発生農場のある地域で複数台の車両を確保出来ることが望ましく、これらの条件を満たす小型車両を複数台所有する赤帽長崎県軽自動車運送協同組合（以下赤帽）と輸送作業の委託について協議を行うことにした。

赤帽は県内全域を事業区域とし組合員数は81名、123台の車両を所有している。赤帽が所有する軽トラックは、荷台が2tトラックに比べ長さが半分、幅は30cm狭くなるが、所有する車両の多くは荷台が幌付きやコンテナとなっている。また、軽トラックのため、道幅が狭い箇所にも対応可能で、小回りが利くのが特徴である（図-5）。赤帽との協議は、長崎県理事長と行い、①家畜伝染病発生時にあらかじめ設定している「支援センター」等から発生農場の近くに設置

する「防疫拠点」や消毒ポイントまでの防疫資材等の輸送について、②有事の際、発生地域を中心とした必要台数確保のための調整役、③防疫対応は24時間体制で実施することから、時間外への対応も可能であるかについて協議を行った（表-1）。協議の結果赤帽側から、離島を除き、時間外も含めて可能な限り協力し、有事の際は、近い支部を優先に車両を確保したいとの回答を得た。

表-1 赤帽県本部との協議

**赤帽長崎県軽自動車運送協同組合**

- 事業区域：長崎県全域
- 組合員数：81名
- 車両台数：123台
- 事業内容：貸しきり便（時間極、距離制、月極め等）

**【協議事項】**

協議者：赤帽長崎県軽自動車運送協同組合 長崎県理事長

- 家畜伝染病発生時、発生農場の近くに設置する「防疫拠点」等への防疫資材等輸送
- 車両確保調整
- 時間外対応

図-6は輸送車両見直し後の資材輸送フローである。振興局手配による建設業協会トラックでの資材輸送を赤帽へ見直し、赤帽トラックの確保は家保から要請を行うこととした。なお、運送業の繁忙期など万一、必要台数の車両確保が困難な場合を想定し、振興局が手配する建設業協会による輸送手段も継続して確保している。

図-7は食糧輸送フローである。見直し前は局資材班の輸送係が食糧輸送を担当していたが、こちら赤帽へ要請することに変更した。食糧の輸送についても赤帽への要請は資材輸送と同様のスキームで実施する。資材輸送との相違点として赤帽県本部が手配した軽トラックは、輸送用段ボール箱を受け取るため中央家畜保健衛生所を経由したのち、パン製造工場でパンの積み込みを行い、指定された輸送先へ食糧を輸送する。



また、必要台数の車両確保が困難な場合を想定し、建設業協会による輸送手段も継続して確保している。

今後は、農場ごとの車両必要台数の算出と支援センター及び防疫拠点での車両動線等をシミュレーションし更に検討を行い、有事に備えたい。